

危険ブロック塀等の撤去費用を助成します！



〇●危険ブロック塀等とは●〇

補強コンクリートブロック造または組積造（大谷石、レンガ積など）の塀で倒壊する恐れがあると市長が認めるもので、避難路や通学路などの公共道路に面しているもの。

●対象

次の要件をすべて満たす危険ブロック塀等を撤去する事業

- (1) 道路面からの高さが 60 cm を超えるもの
 - (2) 販売を目的とする土地にあるものでないこと
 - (3) 市による事前相談・現地確認で、危険と判断されたもの
 - (4) 市内に営業所などを有する建設業者、解体工事業者が施工するもの
- ※ 塀の一部を残す場合も道路面から 60 cm 以下にする必要があります
※ 施工業者は、建設業の許可または解体工事業の登録済の業者に限ります

●助成金額

次の金額のうち、低い方の額で、20 万円を限度とする（千円未満切り捨て）

- (1) 危険ブロック塀等の撤去に要する費用の 3 分の 2
- (2) 撤去する危険ブロック塀等の延長に、1 m あたり 17,000 円を乗じた額の 3 分の 2

●助成の対象者

危険ブロック塀等の所有者（共有者を含む）

※ 共有の場合は、申請の際に他の共有者の同意が必要です

●申込期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）～令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

- ・ 期間内であっても、予算の範囲を超えた場合、受付を終了することがあります
- ・ 令和 8 年 1 月 30 日（金）までに撤去工事の完了実績報告書提出が必要です

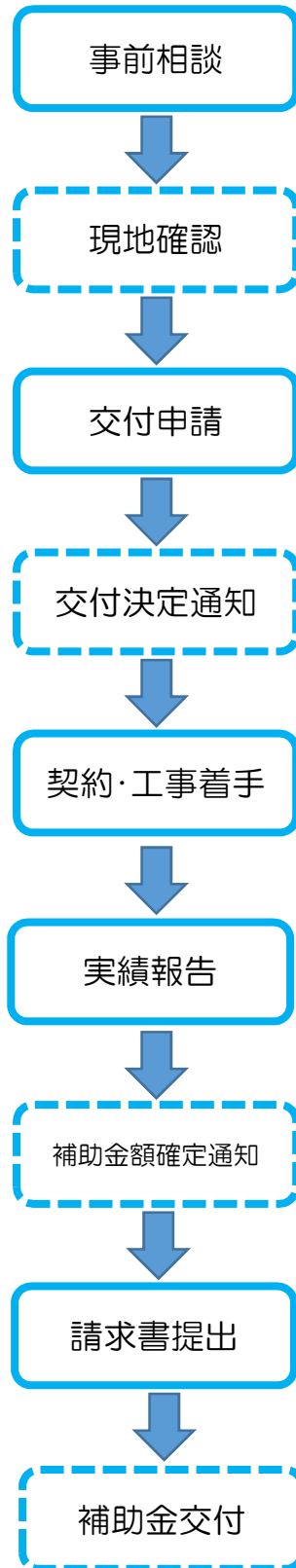
申請の流れは裏面をご参照ください。撤去工事着手前に市への相談が必要です。

【問い合わせ先】 守谷市役所 都市整備部 都市計画課 開発指導グループ

〒302-0198 守谷市大柏 950 番地の 1 TEL:0297-45-1111(内線)245、246

※ 市が行う事務手続き

●申請の流れ



補助金の交付申請を行う場合は、申請の前に必ず事前相談を行い「事前相談・現地確認依頼書」を提出してください。

守谷市職員が現地に伺い、撤去工事を行おうとする危険ブロック塀等を確認し、補助の対象となる危険ブロック塀等に該当するかどうかを判定します。

判定結果を連絡します。

補助対象となる連絡を受けた方は、「危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書」に必要書類を添付して提出してください。

「危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書」を郵送します。

補助事業に係る施工業者との契約の締結・工事の着手は、交付決定通知の受領後に行なってください。

*工事内容が変更になる場合は、変更承認申請が必要となります。

撤去工事完了後、「危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書」に必要書類を添付して提出してください。

「危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書」を郵送します。

交付確定の通知を受けた方は、「危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書」を提出してください。

指定の口座に補助金を振り込みます。